

会議名 (審議会等名)	令和7年度第3回 川西市子ども・若者未来会議		
事務局 (担当課)	こども未来部こども政策課		
開催日時	令和8年3月25日(水) 17時45分～19時		
開催場所	ハイブリッド会議 市役所7階大会議室(Zoom併用)		
出席者	委員	(会長) 玉木会長 (委員) 小野委員、久保田委員、森友委員、宇治田委員、藏原委員、谷部委員、中村委員、清積委員、小島委員、木谷委員、山内委員、渡辺委員、岡委員、丸野委員、高田委員、山本委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 野田 忠生 こども未来部こども政策課 中村 陵、朝山 千歌 教育推進部長 岩脇 茂樹 教育推進部入園所相談課長 岸本 匡史 教育推進部入園所相談課長(留守家庭児童育成クラブ担当) 川本 圭亮	
傍聴の可否	可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 ア 会長・副会長の選任について 【資料1-1～3】 イ 今後の会議開催スケジュールについて 【資料2】 2. 議事 (1) 報告事項 ア 旧東谷幼稚園の施設改修及び保育所整備運営事業者の選定結果について 【資料3】 イ (仮称)川西久代南こども園の整備運営に係る対話型市場調査の実施について 【資料4】 ウ (仮称)多田こども園の基本設計について 【資料5】 エ 就学前教育・保育施設の利用定員について 【資料6】 オ 放課後児童居場所づくり事業の拡大について 【資料7】 (2) 協議事項 ア こども誰でも通園制度の認可及び利用定員について 【資料8】 イ 第2期川西市こども・若者未来計画の代用計画策定について (こども誰でも通園制度の利用需要と提供体制) 【資料9】 ウ 保育提供体制の確保のための実施計画、国財政支援の採択希望、令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシートについて 【資料10-1～3】 (3) その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要 旨)

1. 開会

(事務局)

それではただいまより、川西市子ども・若者未来会議を開催させていただきます。

本日は、ミーティングアプリ Zoom を併用したハイブリッド会議として開催しております。傍聴につきましても会場と Zoom の両方で傍聴いただけるようにしています。通信に関するトラブル等が生じる可能性もございますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

オンラインでご参加の委員につきましては、会議開始前に、事務局で「映像及び音声により委員本人であること」「会長及び委員相互間で、映像及び音声の即時の送受信が適正に行われていること」の2点を確認済みであることをご報告いたします。

本日オンラインでの参加委員は、久保田委員、清積委員、丸野委員の3名となっております。ト田委員が遅れての参加、前川委員、山元委員が欠席との連絡を受けておりますが、川西市子ども・若者未来会議条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の参加がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

お配りしております資料 1-1 の「川西市子ども・若者未来会議条例」及び資料 1-2 「川西市子ども・若者未来会議条例施行規則」につきましては、時間の都合上読み上げを省略させていただきますが、本会議の目的ならびに規則等を定めているものですので、委員の皆様におかれましては、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

また、当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、録音をさせていただきます。

会場にてご参加の皆さまにおかれましては、机の中央にマイクを置いておりますので、お手数をお掛けいたしますが、ご発言される方へのマイクの受け渡しにご協力をお願いいたします。

オンラインでご参加の方で、会場の音声が届きにくいなどございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

それでは、はじめに、当会議の会長及び副会長の選任を行いたいと思います。

子ども・若者未来会議条例第5条第2項により、会長・副会長は委員の互選によって定めるとされています。本日が初めての方もおられますので、事務局より提案をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか

(異議なし)

では、事務局からご提案いたします。

会長には、前任期におきまして副会長をお務めいただきました玉木委員、副会長には小野委員にご就任いただくご提案をさせていただきます。

この案についてご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、玉木委員を会長、小野委員を副会長に選任いたします。

(会長)

会長を務めさせていただきます玉木と申します。委員のみなさまのご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(副会長)

副会長を務めさせていただく小野でございます。力不足ではございますが、皆さまのお力添えをいただきながら、会長のお手伝いをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

では次に、皆さまの任期中の子ども・若者未来会議の開催スケジュールについてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。皆さまの任期につきましては、令和8年1月から令和10年1月までの2年間となっております。その間の令和8・9年度には数回の会議を予定しております。令和8年度には3回、令和9年度には4回程度を予定しております。内容については、すでに新たに委員になられた方にお配りしており、ご覧いただいているかもしれませんが、第2期川西市子ども・若者未来計画の進捗状況を評価していくことが、子ども・若者未来会議の議題の1つとなっております。令和8・9年度に評価を行い、また、子ども・若者参加条例の周知等についても、子ども・若者未来会議でご議論いただければと思います。

その他に、後ほどご説明しますが、こども園の整備について議論させていただくこともありますので、令和8・9年度で会議を開催していくということを考えておりますが、あくまでも予定でありますので、記載回数を上回る場合もございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは議事に移らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

皆さま改めまして、玉木と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議の終了時間は19時を予定しております。やや短めですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、少し多くなっていますので、一つ一つ進めていくというよりも、ある程度まとめて事務局からご説明いただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは報告事項から進めていきたいと思っております。本日の報告事項は5件で、会議次第に記載のとおりです。そのうち、報告事項1～3、4～5に分けて進めたいと思っております。

それでは報告事項の1～3について、事務局よりご説明をお願いいたします。ご発言をされる際は、マイクを近づけてお話しいただけると聞きやすくなりますので、ご協力をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告事項の1～3について、資料3、4、5をまとめてご説明いたします。資料をご覧ください。

ければと思いますが、前にスライドも用意しております。資料3、4、5は、「川西市における就学前教育・保育施設の整備について」とありますけれども、就学前、つまり小学校に入る前の教育ですので、幼稚園、保育所等のイメージを持っていただけたらと思います。今期からの試みとして、用語集を資料に添付しました。なかなか聞き慣れない言葉もあると思いますので、用語集もあわせてご参照いただきながらご議論いただければと思います。

就学前教育・保育施設、つまり幼稚園、保育所等のことですが、特に保育所については待機児童等の状況もあります。いきなり待機児童という言葉が出てきましたが、用語集に記載しておりますのでご覧ください。保育所や認定こども園等に入所したいと思って申し込んでいても、定員がいっぱいで入所できない児童のことです。また、入所保留児という言葉があります。スライドのグラフをご覧くださいと、待機児童については、令和4年度から令和7年度までは0になっています。ですので、どこの保育所でもいいから入りたいと希望される方は、原則として希望すれば入所できる状況です。しかし実際には、特定の園を希望されていることで入れない、または入っていない方が入所保留児で、令和7年4月1日時点で91人います。この91人について、特に0～2歳児の割合が多く、その中でも中学校区ごとに見ると、川西中学校区、川西南中学校区の2つが特に多くなっています。もちろん他の中学校区でも入所保留児はいますが、市としては待機児童を減らしていくということを考えておりますので、保育所等の整備を進めているという状況です。

現在、川西市が直近2～3年で進めようとしているのが、次の3つです。

1つ目が、旧東谷幼稚園跡を活用した民間保育所の整備。

2つ目が、多田幼稚園・多田保育所を一体化して、市立認定こども園を整備。

もう1つは、久代幼稚園と川西南保育所を一体化して、民間認定こども園を整備。

今回、それぞれ資料3、4、5に、現在の進捗に合わせた資料を添付していますが、少し細かいので、ここではご説明いたしません、ご覧いただけたらと思います。

それぞれの園について、開設予定時期や規模、定員等をまとめた資料をスライドに投影しております。旧東谷幼稚園については令和9年4月、(仮称)川西久代南こども園と(仮称)多田こども園については令和10年4月の開設をめざしています。規模についても資料に記載のとおりですが、これからそれぞれ整備していくということもあり、特に民間の法人、事業者様と実施していく園の定員については、今後調整をしっかりと行っていきます。

次の資料は令和10年度に向けた流れです。

旧東谷幼稚園については、令和7年度に事業者の選定を行いました。どの事業者様に運営していただくかが決まり、令和8年に工事、令和9年度に運営開始をする予定です。

(仮称)川西久代南こども園については、これから事業者を選定します。令和9年度に工事、令和10年度に運営開始する予定です。(仮称)多田こども園は現在、設計を行っておりますので、令和8年度に現在の園を解体し、令和9年度に整備、令和10年度に運営開始をする流れになっています。

それぞれ方法が異なります。例えば(仮称)多田こども園は、現在の多田保育所の場所に新設するため、多田保育所の建物を一旦解体する必要があります。解体中は他の場所に仮設園舎を設け、仮設園舎に通っていただく形になります。

先ほど資料2の「今後の会議開催スケジュール」に(仮称)川西久代南こども園や(仮称)多田こども園という言葉も出てきたかと思いますが、今後、子ども・若者未来会議で、これらについて議論いただく場がありますので、進捗につきましてはお伝えする予定です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明がございましたが、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

なかなかないかとは思いますが、もう少し説明してほしいということがありますら、ご意見をいただければと思います。

ないようであれば、次の報告事項4と5についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

「就学前教育・保育施設の利用定員」について、ご報告させていただきます。

こちら資料6にあります、ちきゅうっこ保育園について、令和7年度の夏頃、利用定員を令和7年10月1日から90名に変更し、令和8年4月には100名に戻す予定とし、段階的に定員を元に戻していくことを子ども・若者未来会議でご報告しておりましたが、令和8年4月よりの予定を、令和8年10月に100名へ戻すこととし、半年遅らせることとなりますので、ご報告いたします。

あわせて、令和8年4月より「ちきゅうっこ保育園」という園名を「川西みらいのもり保育園」に変更することもご報告させていただきます。

資料6の説明は以上です。

(事務局)

私から資料7「放課後キッズプレイスの拡大」についてご説明します。資料もありますが、スライドで基本的には説明いたします。

まず放課後キッズプレイスとは、放課後の教室や運動場、体育館等を使用して、小学生の新たな放課後の居場所を提供する事業ということで、こどもたちが休み時間のように、学習や遊びなど自由に時間を過ごすことを前提とし、安全確保のためスタッフが3～4人常駐して、こどもの主体的な取り組みを見守り、サポートします。留守家庭児童育成クラブという別の事業があるのですが、こちらの事業は、小学校に就学されているお子さまで、保護者の方がお仕事等で昼間家庭にいないときに、授業の終了後に学校などを利用して遊んだり生活したりする場を提供し、こどもの健全育成を図る事業ですが、これを川西市では留守家庭児童育成クラブと呼んでおります。

留守家庭児童育成クラブを利用申請したけれども利用できていない方を待機児童としており、待機児童が多いという課題に対する解決策の1つとして、令和7年7月14日より久代小学校と桜が丘小学校で試行実施いたしました。

管理は教育委員会事務局入園所相談課が行い、運営は市が業務委託した民間事業者が行っています。

右側は名前の由来や、「あそび」「まなび」「たいけん」の3つの活動をサポートするという内容の資料です。

2校で試行実施した結果、留守家庭児童育成クラブの待機児童解消に一定の効果があり、今年度も待機児童が多く校区でありましたので、来年度は11校に拡大して、引き続き試行実施をしていくということとしております。

留守家庭児童育成クラブと、今回の新たな居場所である放課後キッズプレイスとの違いです。

内容の違いですが、留守家庭児童育成クラブ、いわゆる学童保育というものになるのですが、先ほど申し上げたとおり、保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊び及び生活の場を提供して健全育成を図る事業です。放課後キッズプレイスは、基本的に児童が主体的に活動を決

めて、自由に時間を過ごすことができる放課後の居場所を提供するという事業としております。

放課後キッズプレイスの対象者は全児童ですが、留守家庭児童育成クラブは保護者の就労条件等の一定要件があります。

活動の実施日時ですが、基本的に放課後キッズプレイスは下校時から午後5時、土曜日は実施しないということと、学校のない日は午前8時から午後5時までとしております。留守家庭児童育成クラブは、下校時から午後5時で、延長育成は午後7時まであります。土曜日でも午前8時から午後5時まで実施し、学校のない日も午前8時から午後5時までで、延長育成があります。

費用については、放課後キッズプレイスは年間の保険料として年額800円ですが、留守家庭児童育成クラブは月額の子育て料をいただいています。

放課後キッズプレイスは出欠も基本的に自由にしております。

帰宅時間も児童自身が判断して帰宅しますが、留守家庭児童育成クラブは出欠や下校時刻の管理をしており、特別な支援が必要なお子さまに関して加配という考えがあるのですが、放課後キッズプレイスはないという違いがございます。

その他の事項についてはスライドに記載のとおりです。

実施概要ですが、スライドの上段の8校（加茂小、川西小、桜が丘小、多田小、多田東小、緑台小、陽明小、牧の台小）については、定員は各校60名程度、下段の3校（久代小、川西北小、明峰小）については、各校90名程度としています。

実施日時等は先ほど申し上げたとおりです。実施しない日として、土曜日、日曜日、祝日、行事や授業で学校の施設が利用できない日も実施しないということとしております。その他は留守家庭児童育成クラブと同等の扱いとしております。

利用方法は、事前に登録いただき、登校前にその日の過ごし方や家に帰る時間、保護者の迎えなどその日の利用方法を保護者の方と確認していただき、参加カードに日付、お子さまへのメッセージや保護者のサインを記入していただきます。お子さまがその参加カードを実施場所に持ってきて受付をしていただき、入退室管理システムのQRコード等を読み取ると、出席通知が保護者に届きます。ピブスを着て、その日の活動場所で遊んだり、勉強したりして過ごしております。帰りはその逆の流れになっております。

おやつなどの提供は実施しておらず、昼食についても、原則正午から午後1時までとしております。留守家庭児童育成クラブの定員拡大という課題もある中で、今回、当事業の拡大を進めていくのですが、放課後キッズプレイス事業をしっかりと実施することで、留守家庭児童育成クラブの待機児童の居場所を設け、保護者の働きやすい環境を整備していきたいというところで放課後キッズプレイス事業を実施しております。説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。就学前教育・保育施設の利用については資料6、放課後児童居場所づくり事業の拡大については資料7となっております。

どちらも実施のご報告になるかと思えますけれども、ご報告を受けて、何かご意見やご質問がありましたら、どうぞ積極的にご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

（委員）

今後の放課後キッズプレイスと留守家庭児童育成クラブについて伺います。今、両方を申し込めない

という運用で、留守家庭児童育成クラブが利用できる方は放課後キッズプレイスは使えないということで、申し込みをした時点で放課後キッズプレイスは使えないということがあったときに、保護者としては両方併用で申し込みをして、留守家庭児童育成クラブを利用できるなら使いたいし、放課後キッズプレイスでも何とか利用したいという思いもあると思います。このあたり使い勝手が悪いと思うのですが、今後、両方併用できるようにするのか、それとも従来どおり片方のみの利用で、留守家庭児童育成クラブが決まったら放課後キッズプレイスは使えないのか、今後何か考えていらっしゃるものがあれば教えていただければと思います。

もう1点、資料では運営している民間事業者様はどの事業者様が行っているかとかいうのが分からないのは、あえて公開していないのでしょうか。資料7を保護者に配布しているのであれば、どのように公開してるのか伺いたくて質問させていただきました。お願いします。

(事務局)

留守家庭児童育成クラブと放課後キッズプレイスの両方利用できる、できないという部分ですが、留守家庭児童育成クラブと放課後キッズプレイスの両方の利用はできないという形で現在もしており、今後も両方の利用はできない形で考えています。

先ほどご説明した利用の申込みは、留守家庭児童育成クラブを申請された方は放課後キッズプレイスも同時に受け付けをさせていただいて、そのときにどちらを第1希望にするかなどを選んでいただいています。同時に受け付ける方法もとっていますので、第1希望が留守家庭児童育成クラブで第2希望が放課後キッズプレイスとされた方が、留守家庭児童育成クラブが待機になった場合に、放課後キッズプレイスは内定しているという状況になることもあり、そういった工夫をさせていただいているというところでございます。

あと民間事業者様は今回の資料には、事業の概要部分を添付しておりまして、委託する民間事業者については市ホームページで公表しており、特に非公開にしているわけではありません。以上でございます。

(会長)

ほかにご意見やご質問はございますか。

(委員)

説明を聞き逃したのかもしれないのですが、放課後キッズプレイスは校内で実施されている事業でしょうか。

(事務局)

はい。学校で実施させていただいております。

学校施設を活用する事業ですので、学校の教室や運動場、体育館などを活用しています。

(委員)

それは空き教室を専用に設けているということでしょうか。

(事務局)

放課後キッズプレイスはあくまで放課後の居場所を提供する事業ですので、基本的には、放課後に使わせていただける場所を提供させていただくという考えです。

ただ、学校によっては専用的に使わせていただける学校もあれば、主に使う場所を決めつつ、使えないときは、その時空いている場所を使わせていただくという学校もあり、学校の協力も得ながら、工夫して実施しています。

(委員)

ありがとうございます。素人考えではありますが、留守家庭児童育成クラブも校内にあり、校庭などさまざまな場所で混ざり合ったときに、こどもたちの境目がなくなるのかなと思いました。こどもたちが分かれるのがよいのか、混ざるのがよいのか分かりませんが、安全管理の面もあるのかなと思い、お伺いしました。ありがとうございました。

(委員)

放課後キッズプレイスの件ですが、留守家庭児童育成クラブは冬場は午後4時半に下校で、午後4時半以降は保護者が迎えに行くのが原則になってるのですが、放課後キッズプレイスは冬場も午後5時まで利用できるのですか。

(事務局)

放課後キッズプレイスも、その点は留守家庭児童育成クラブと同じ扱いです。11月から1月の冬季休業終了ごろまでの期間は日没が早いということで、基本的には午後4時半までに帰宅していただくか、午後5時まで利用するのであれば、保護者のお迎えをお願いしています。

(委員)

留守家庭児童育成クラブと放課後キッズプレイスが、どちらも学校で実施するとおっしゃっていましたが、同じ場所でこどもが混ざるのはいいと思いますが、スタッフさんがどの子が放課後キッズプレイスか留守家庭児童育成クラブかは、どう見分けがつけるようにしているのかは気になりました。

(事務局)

見分けについては、放課後キッズプレイスのお子さまにはビブスや、事業者様によってはバンドのようなものを着けていただいております。運動場等の遊びなどは留守家庭児童育成クラブとも調整しながら、実施しています。

(委員)

連携が取れているなら大丈夫かなと思いました。ありがとうございます。

(委員)

旧東谷幼稚園、(仮称)川西久代南こども園、(仮称)多田こども園について、民間に移管する園と公立のままの園があります。旧東谷幼稚園と(仮称)川西久代南こども園は民間で、(仮称)多田こども園は公立のままという判断基準や経緯を知りたいです。

また、多田地区で、多田幼稚園と多田保育所を一体化するというところで考えると、規模がとても大き

くなつたと設計図面を見て思いましたので、地域の需要を考えると供給過多にならないかなというところが気になりました。多田地区は民間の認可外も含め5園あり、4月でも埋まってない園がありますので、そのあたりの民間園への圧迫と言っているのか、影響も見ておかないといけないのかなと思います。そのあたりのご見解の解説いただければと思います。

(事務局)

まず、公立園と民間園で役割をどう分けているのかについて。待機児童等を解消するために受け入れ先をどう確保していくかは、基本的には民間の施設で量は確保していきたいという考え方が、第2期川西市こども・若者未来計画にも記載されています。

では公立園は何をするのかという点ですが、公立園が量を一切確保しないわけではありませんが、市内全体の質を高めていく役割に注力したいと考えています。(仮称)川西久代南こども園と(仮称)多田こども園の2つのこども園があるのに、民間園と公立園があるのはなぜかという点ですが、市内にはこども園が4つあり、久代地区にはすでに加茂こども園がありますので、(仮称)川西久代南こども園は民間にお願いし、多田地区は公立こども園がないことから公立園で整備します。公立こども園だけではなくて、周りの民間の教育保育施設と連携しながら、お互いの良いところを高め合う役割を果たしていくということで、こういった公立と民間の役割分担をしています。

(仮称)多田こども園の定員ですが、140名と非常に大きく見えるかもしれませんが、現在の多田幼稚園と多田保育所の定員を合計した規模とそれほど変わっておりません。単純に合算すると、130~140名程度になると考えておまして、将来的にこどもが減るということは、おそらく間違いないだろうと思うのですが、一方で保育所や認定こども園に預けたいというニーズは今後高まっていくのではないかなと思っておりますので、直ちに多田地区で枠が余るとは考えていません。

(会長)

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。(2)協議事項に移らせていただきたいと思います。本日協議事項は3つ挙げられております。

そのうち、1つ目と2つ目については、関連性があるものとして、一括審議にさせていただきたいと思います。「こども誰でも通園制度の認可及び利用定員」と「第2期川西市こども・若者未来計画の代用計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料8と資料9をあわせて説明します。まず「こども誰でも通園制度」という言葉が出てきまして、委員の方の中には、初めて耳にするという方もおられると思いますので、簡単にこども誰でも通園制度の説明をします。

資料8冒頭に、こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整える」と記載しているのですが、具体的に誰が、どれぐらい利用できるのかをスライドに示しています。

対象となるこどもは、生後6ヶ月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこども、つまりほとんどが家庭で保育している方だと思えますが、月一定時間、10時間を上限に、保育所やこども園等で、在園児と一緒に過ごすことができるという制度です。

なぜこども誰でも通園制度ができたのかということについては、先ほどもありました、全てのこどもの育ちを応援するというので、家庭で保育をしている場合、他のこどもたちや大人と関わる機会が限

られ、経験が少なくなることがあるため、さまざまな人、場所での遊びや体験を通じて、情緒や成長を促したいという思いがあるということです。この制度は、保護者は1時間当たり300円払えば、保育所等を利用できるということです。

先ほど申し上げましたが、10時間が上限となっています。スライドに投影している単価加算については、保護者が負担する額ではなくて、国が子ども誰でも通園制度を実施する事業者様の保育所や子ども園等に対して、1人受け入れたらこれだけ出しますよという単価を書いているものです。つまり、事業者は保護者負担の300円しかもらえないというわけではないということをお伝えしようかなと思ったというところです。

子ども誰でも通園制度のことを、どうして子ども・若者未来会議で議題としているのかですが、子ども誰でも通園制度を、事業者の方が実施するとなった場合、市の認可が必要になってきます。どの事業者様でも子ども誰でも通園制度を実施できるというわけではなくて、一定の基準を満たしているということが必要で、市に対して申請し、市で基準が合ってるか審査のうえ認可をします。スライドにも記載のとおり、認可にあたっては、市町村児童福祉審議会等への意見聴取が必要ですとありますけれども、子ども・若者未来会議にご報告をして、いいですよということをご意見をいただく必要があるため、今回説明をさせていただいているというところです。

資料8の(1)(2)に、令和8年度4月もしくは5月から、子ども誰でも通園制度の受入れを行う施設ということで、認可あるいは申請をされている園がこれだけあるということです。

(1)私立認定子ども園は、新清和台子ども園様が週に1回に受入れを行い、令和8年5月から開始予定として申請が出てきています。(2)市立認定子ども園は、先ほど川西市には認定子ども園が4つあると申し上げたのですが、4園全てで子どもたちを受け入れを行う予定です。市立認定子ども園は、月～金曜日の午前中2時間で令和8年4月から受け入れ開始を予定しています。受け入れ人数は、資料の表の真ん中あたりにありまして、1時間当たりの利用定員ということですが、同時に最大どれだけ受け入れられるかという意味です。

新清和台子ども園様は1時間当たり、1歳児1人、2歳児1人を受け入れて、市立認定子ども園は、4園とも同じで、0歳児1人、1歳児2人、2歳児2人の5人です。あくまでこちらは最大の数です。1時間に最大受け入れるとしたら5人ということで記載しています。利用定員は、先ほど申し上げたように、保育所や認定子ども園等で実施する制度なので、施設にもよりますが、空きスペースや職員配置の状況により、必ず5人を同時に受け入れるというところではないのですが、まずはこの規模で開始しようと考えています。これが利用定員です。

資料9は、第2期川西市子ども・若者未来計画 代用計画と記載しており、難しそうな名前ですが、子ども誰でも通園制度の利用需要と提供体制であり、どれだけの人が使うと見込んでいて、どれだけ受け入れを確保して、どれだけ受け入れる予定かという計画です。少し分かりにくいですが、上から就学前児童数、これが0歳児、1歳児、2歳児の実際の数です。例えば令和7年4月1日時点には0歳児791人、1歳児は935人、2歳児は962人がいましたということで、令和8年以降はその見込みを立てているというところです。

その下の対象児童数は、先ほど子ども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない子どもが対象ですと申し上げたので、保育所等に通っている子どもを除いた生後6ヶ月から満3歳未満の子どもが4月1日時点でどれくらいいるのかということです。

その下に利用率というのがあります。対象児童数のうち、どれぐらいの率の人が子ども誰でも通園制度を使うかということです。利用率が正直、私どもは非常に悩んでおりまして、子ども誰でも通園制度

は、令和6年度から先行的に実施している自治体もあります。自治体の実際の利用率を聞きますと、非常に低いところが多く、中には5%程度の自治体もありました。令和7年度に実施する自治体に聞いても、それほど高くないということで、令和8年度から全国的にこども誰でも通園制度が始まるということと、周知も各自自治体が頑張ってきているということもありまして、もう少し利用率は上がるのかなと思っています。私たちは、利用率は、0～2歳児全体で、大体2割ぐらいの人が使うと考え、この数値としております。ここで訂正がありまして、利用率の合計の欄をご覧ください。令和8年4月1日の利用率の合計のところは62.5%となっていますが、誤りまして、0歳児の27.3%から2歳児の8.8%を全て足していますが、足しても意味のない数字になりますので、利用率合計の値は19.9%になります。全く数が読めないで、2割ぐらいの方が利用するだろうと考え、2割と記載しています。ですので今後私たちもさらに周知をしていき、利用を増やしていきたいと考えていますので、利用率は高まっていけばいいと思っているのですが、数が読めないため計画上は2割程度で設定させていただいたというところ です。

その次の欄の利用者数（ニーズ）は、対象児童数に利用率を掛けると、令和8年4月1日時点では0歳児は91人ぐらいになるということが書いてあるということです。

その下の必要受入時間数は、冒頭で「こども誰でも通園制度は1人当たり上限10時間です」と申し上げたので、0歳児は、利用者数91人に10を掛けて910という数字になっています。1歳児は1,070、2歳児は400であり、単純に利用者数から10倍されているということです。時間でいうと、令和8年4月は2,380時間必要となるということですが、それをカバーしていくために私たちの予定としては、令和8年4月1日時点で、先ほど資料に記載していましたが、公立は4つのこども園で実施するということです。令和8年4月1日時点の数字ですので、新清和台こども園様は含まれておらず、それについては令和9年4月1日の欄で、1つ増えて整備量の4が5になっています。1つ増加分に、新清和台こども園様が入っているということです。令和10年に、さらに2つ増える予定です。この2つが、最初の施設整備で説明した（仮称）多田こども園と（仮称）川西久代南こども園の2つの新しいこども園を作るので、令和9年4月1日時点で始めていきたいと考えています。現時点でほぼ確定をしている内容を入れさせていただいているというところです。もちろん、他の事業者様から時期は未定だけれども、実施したいという園があると把握していますので、そういう事業者様には積極的に声掛けをして、実施していただけるように調整していきたいと思っています。

代用計画の一番下に文言が書いてありまして、「市内の様々な就学前教育保育施設と連携を図りながら、こども誰でも通園制度の利用終了後の受入枠の確保にも取り組む」というところが1つ重要なポイントとなっています。こども誰でも通園制度は、対象児童が満3歳未満ということで、正確に言うと3歳の誕生日の2日前までは利用できるのですが、それ以降はこども誰でも通園制度は使えなくなりますので、4月早々で使えなくなるという方もいらっしゃるわけです。ですが、幼稚園にはまだ1年近くは入れないということもあり、空白期間がどうしてもできてしまうので、その空白期間は幼稚園やこども園と連携をして、しっかりと受け入れるようなことをしていくことを書いております。こども誰でも通園制度は、説明したような内容で、令和8年4月から市立認定こども園4園と5月から新清和台こども園で進めていきたいと考えているところです。

以上です。

（会長）

はい。ご説明ありがとうございました。表の説明8と9について、ご説明いただきありがとうございました。

ました。協議事項の「①こども誰でも通園制度の認可及び利用定員」と「②第2期川西市こども・若者未来計画の代用計画策定」について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

(委員)

私自身、川西共同保育園やキセラ川西プラザの一時保育を利用したことがあり、予約が取れないくらいで結構枠が少ないなと思っていたので、ありがたく利用していましたので、こども誰でも通園制度を取り入れてもらってありがたいなと思っています。しかし、こども誰でも通園制度と一時保育との違いが気になっているのと、川西共同保育園やキセラ川西プラザは、ママ友から聞いて申し込みをされていて、母子手帳を渡すときなど何かコンタクトを取れるときに、新しい制度であるこども誰でも通園制度や、そのほかにも利用できる事業のご案内と一緒にしてもらえたら、すごいありがたいなと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。まさに、一時預かり制度とこども誰でも通園制度は何が違うのかというご質問は非常に多く寄せられおり、国もその違いを明確にしております。一時預かり制度というのは大人の用事などで一時的に預かるもので、どちらかというとな人の都合で預かってもらうことをメインとしたものです。一方、最初に私が説明したように、こども誰でも通園制度は、こどもにさまざまな体験をさせるということがメインになっていますので、どちらかというところこどものほうに主眼を置いた制度です。

また、周知方法は先ほどおっしゃっていただいたように、私たちも、4ヶ月児健康診査や各家庭訪問をしていることもありますし、健診などもありますので、あらゆる機会でも周知をしていきたいと思っております。

(事務局)

補足させていただくと、すくすくガイドマップの話をおっしゃっていると思います。

すくすくガイドマップは年1回発行しておりますし、検診のことも書いております。今年度の発行はすでに終わっておりますし、来年度に発行するときには記載できるかと思っておりますので、掲載したいと考えております。

(委員)

数字を教えてくださいたいところがございまして、まず資料9の令和8年4月1日時点の利用者数237人と記載されていますが、これは月間の人数を予想しておりますか、それとも年間の人数を予想しておりますか。

(事務局)

利用者数のところは、月間の人数です。

(委員)

月間ですね。

それであれば、資料8の定員を基に、新清和こども園様も含めて、全部の園で実施すると、大体、年間で7,000強の定員枠になります。予算も、もし7,000強の定員枠を想定して付けていたら、半分以下

の予算で済むのですが、このあたり、過度な予算取りになっていないかなというのはいさご心配です。最初の設計がおかしくないかと感じるのですが、そのあたりいかがでしょうか。

(事務局)

はい。先ほど資料8で私が何回か強調してお伝えしたのですが、1時間当たりの利用定員というのは最大の数であり、各園によって広さや配置の関係で、必ずしも全てをいきなり4月から受け入れられるとは限りません。ですので、私どもの予算も最大で取っているわけではなく、資料9の見込みのほうに合わせて予算を取っています。

(委員)

2点お伺いしたいのですが、1点目が、今回の定員が一般型なのか余裕活用型なのかです。一般型と、定員に余りがあれば実施できる余裕活用型があるかと思うのですが、どちらなのかという点です。

2点目は、こども誰でも通園制度は自治体によって定員がかなり違っており、たくさんの園が実施する市もあれば、公立園だけの実施や私立で1園だけの実施という市もあります。川西市としては、無理に拡大しようとして私立1園なのか、それとも入所保留児童や待機児童のほうを優先して、そこまで無理に拡大しないという考え方なのか、以上2点をお願いします。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

まず、一般型なのか余裕活用型なのかという点ですが、一般型というのは、こども誰でも通園制度のために新たに定員を設ける方法で、余裕活用型というのは、保育所やこども園などに空きがあったら、その空きの分をこども誰でも通園制度で受け入れるという実施方法です。川西市の場合は、基本的に定員に空きがありませんので、公立園では一般型で考えております。

民間の新清和台こども園様についても一般型ですが、今後、他に実施する園が出てきた場合については現時点では不明です。

次に、川西市としてこども誰でも通園制度を無理をしてでも拡大していくつもりなのか、待機児童対策とどちらを優先するのかという点ですが、どちらを優先するといった考えはありません。保育所に通えない、あるいは法律上、保育が必要とされていないと位置づけられている方であっても、こどもにさまざまな経験をさせることは必要だと考えておりますので、どちらも進めていきたいと考えていますが、無理に広げていこうとは考えておりません。

繰り返しになりますが、ニーズが正直読めないというところもありますので、令和8年度に実施しながら適切に対応していきたいと考えております。

(会長)

次、協議事項「①こども誰でも通園制度の認可及び利用定員」と「②第2期川西市こども・若者未来計画の代用計画策定に」について、ご意見があるかと思いますが、続いて協議事項「③保育提供体制の確保のための実施計画、国財政支援の採択希望、令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート」について説明いただき、そのうえで、協議事項①と②についてご質問があれば、その際にお受けしたいと思っております。資料10-1~3についてご説明をお願いします。

(事務局)

それでは私から、資料 10-1～3 の資料について、時間も迫っておりますので簡単に説明させていただきます。こちらスライドをご用意をさせていただいておりますので、あわせて説明いたします。

まず資料 10-1 は、保育需要と提供体制に関するもので、今後の保育需要の見込みや、利用定員をどれだけ確保していくのかといった内容であり、毎年国に報告している資料となります。

この内容については、今回から川西市では子ども・若者未来会議ですが、各自治体の会議で意見をいただきうえで、提出することになりましたので、資料としてご用意しております。

続きまして、資料 10-2 も同じく保育需要と提供体制における課題と内容に関する内容で、最初の資料等で説明させていただいたとおり、今後本市で整備等を行っていく予定としております。整備にあたっては、国から財政支援を受けることができます。

また、保育所を運営されている事業者様に対する運営面の支援や補助金もあり、それについても毎年、国・県に報告しています。こちら、今回から子ども・若者未来会議で意見をいただいたうえで提出する必要があると伺っておりますので、資料をご用意しています。

資料 10-3 については、補助金を受けるためのエントリーシートを資料として添付しております。スライドのほうで、簡単ですが説明いたします。

これまで川西市では、入所保留児の解消に向け、認定こども園・保育所をそれぞれ 1 ヶ所ずつの合計 2 ヶ所と小規模保育所 3 ヶ所の民間施設を開設し、合計 203 人分の定員を拡大しております。

それでも 1 歳児を中心に入所保留児は解消に至っておらず、令和 7 年 4 月 1 日時点で 91 名発生している状況です。こちら先ほど説明したとおりです。

令和 4 年度から、国の定める待機児童は 0 となっておりますが、入所保留児については、依然、令和 5 年度から減ってきてはいますが、まだ発生している状況となっております。

次は、資料 10-1 の抜粋資料となっております。

令和 7 年度以降のこどもの人数、申込者数（保育ニーズ）がどれくらいあるのか、それに対する受け皿がどれだけあるのかを示した資料であり、令和 11 年度は、第 2 期川西市子ども・若者未来計画を定めたときのこどもの数と、申込者数（保育ニーズ）、利用定員の見込みです。

3 歳以上児については、申込者数（保育ニーズ）、つまり 3 歳以上の方で保育を必要とされる方の人数がこれだけいるだろうという見込みの 1,696 人に対して、利用定員数は 1,650 人と記載しています。ただ、第 2 期川西市子ども・若者未来計画は令和 9 年度に中間見直しを行う予定であり、保育ニーズの伸びやこどもの数がどのように変化しているか、減少スピードが予想より速いのか、逆に増えているのか、横ばいなのかといった点も見ながら、整備を検討していきたいと考えております。

今後の川西市の方向性としては、入所保留児を解消するために補助金を活用し、施設開設をめざすということで、冒頭でご説明させていただいた旧東谷幼稚園、(仮称)川西久代南こども園、(仮称)多田こども園の 3 園を進めていく予定です。

国の財政支援として、施設整備に関する就学前教育・保育施設整備交付金という補助金がございます。その下に保育所等改修費等補助金があり、こちらは、既存の建物を改修をして整備をするときに使える補助金です。

今回の旧東谷幼稚園の改修に関しては、保育所等改修費等補助金を活用して、リノベーションを行い、令和 9 年 4 月の開所をめざして、これから整備を進めていく予定です。

次に、運営等に関する補助金として保育士等宿舍借り上げ支援事業があり、民間の事業者様が運営するにあたり、社宅等を借りる際の一部費用を補助する補助金があります。その下に、利用者支援事業（特

定型)があるのですが、保育の相談や保育の申込みなどの受け付けをしてる入園所相談課に、コンシェルジュというご相談役のような人材がおり、その人件費の一部に対する料金等も、国の補助金が用意されています。

改めまして、今後の施設整備の予定として、旧東谷幼稚園、(仮称)多田こども園、(仮称)川西久代南こども園の3園を整備する予定ですので、それに合わせて国に申請する書類等を用意しております。

旧東谷幼稚園については、保育所という施設で、定員は50名(2号・3号)を考えております。運営に関しては、民間の株式会社はな保育様に運営していただきます。補助金は、保育所等改修費等支援事業補助金の活用を考えております。

次に、(仮称)多田こども園は、幼保連携型認定こども園という施設で、場所は、市立多田保育所の場所で建て替えさせていただきます。定員は140名(1号:20名、2・3号:120名)で、運営は川西市が行い、就学前教育・保育施設整備交付金を活用します。

最後、(仮称)川西久代南こども園も、同じく幼保連携型認定こども園で考えております。場所に関してはまだ決定しておらず、久代小学校区内で検討しているところです。運営は民間法人様が行い、補助金は(仮称)多田こども園と同じく就学前教育・保育施設整備交付金の活用を考えております。

川西市では、国の補助金をしっかりと活用して施設整備を進め、定員を拡大することで入所保留児を解消するとともに、教育保育の質のさらなる向上を図っていきたいと考えております。皆さま、引き続きよろしくお願ひいたします。私からの説明は以上とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。協議事項につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

(委員)

資料8に戻ってしまいますが、こども誰でも通園制度について、私が聞き逃したかもしれないのですが、4月または5月に準備ができ次第開始するというお話があったと思います。申込みがすでに開始されてるのかどうか、また、現状がどのような状況かをお伺いできればと思いました。

本当にどの自治体も見通せず困っておられ、私もいくつかこういった会議に出席していますが、対応もそれぞれで大変苦慮されていますので、お伺いしたいと思いました。

これは強調したいのですが、どこの自治体も一時保育との違いが分かりづらいという声が多く、そこは自治体としてしっかりお伝えしていかないと保護者の方が混乱されると思いますので、強くお願ひしたいと思いました。

(事務局)

市立認定こども園での準備状況について、まず支給認定についてです。保育所に通っていないなど、認定に必要な事項を確認する申請の受付を3月9日から開始させていただいており、初回の認定については先週行っているところでございます。

認定後は、国の総合支援システムを利用していただくことになります。利用者にアカウントが発行がされますので、そのアカウントを用いて、市外でも利用可能ですが、各施設に事前面談の予約を入れていただくことになります。川西市立について申し上げますと、現在、その予約の日程受付をしている状況でございます。

実際に、川西市立の認定こども園において4月から実施していくにあたり、初めてお会いするお子

さまをお預かりすることもありますので、安全面等に配慮しながら実施していきたいと考えておりますので、4月2週目ごろから開始するような形で段取りを進めているところです。

また、総合支援システムや支払い方法等に関する担当者の研修も、人事異動等も踏まえつつ、今週中に実施させていただき予定で準備しているところです。以上です。

(委員)

すごく雑駁な質問なのですが、入所保留児童が令和7年度時点で91人おられるということで、これを補助金事業を活用して解消していくということだと思います。入所保留児童が最終的に0になる時点、すなわち市として0になるロードマップは、今の書かれ方だと、令和11年度ごろなのかどうか、時期的な想定があれば教えていただくと幸いです。

(事務局)

ありがとうございます。入所保留児童の定義ですが、待機児童は川西市では解消しております。入所保留児童は、特定の施設を希望しているものの希望の施設に空きがない方を指します。様々な理由があるかと思います。自宅からの通勤経路であったり、兄弟で上のお子さまが在園している園に下のお子さまも入園させたいが、なかなか同じ園に入れなかったりという場合もあります。そのため、入所保留児童が0になるというのは、なかなか難しいのではないかと考えております。入所保留児童の見通しでいいますと、この時期に0になる時点は特にはないのですが、できる限りご希望の園に入らせていただこうにしたいと考えております。

また、入所保留児童に対する定員不足数という考え方があり、入所保留となっている方に対して、川西市全体で見ると入れるだけの定員はあるのかどうかを一つの目安にしております。これにつきましては、第2期川西市子ども・若者未来計画、令和7年度から始まった5年間の計画ですが、この計画の最終年度の令和11年度には、定員不足数は0にしたいと考えております。今日申し上げたように、入所保留児童は1~2歳児が多いため、そのあたりの施設整備をしっかりとすることによって、解消したいと考えております。

以上です。

(委員)

こども誰でも通園制度について、一時保育との違いは保護者支援か、こども支援かということだとおっしゃっていましたが、こどもの指導計画を作成していくと思いますので、事前の面談はもちろん、10時間利用した後の面談の時間も取るのか、また、定員があるとのことですが、職員は何人配置されているのですか。

(事務局)

はい。職員につきましては、公立については、基本的には資料8に、0歳児1人、1歳児2人、2歳2人という数字があったかと思いますが、それぞれの年齢で専従の職員が1人つきます。合わせて、ほかの保育士等がついていく形になっていますので、0歳児クラスと1歳児クラスで実施する場合、1歳児には2人がついていく形になっています。

(委員)

そしたら、担当の職員の人を多めに確保されてるということでしょうか。

(事務局)

専従の職員を配置するというところです。

(会長)

はい。そうしましたらお時間ですので、子ども誰でも通園制度はどの市町村でも非常に迷っておられます。現場の先生方からお話を聞くと、すっきりする答えを聞いたことがないなと個人的にも思っておりますので、もし可能であれば、令和8年度第1回の子ども・若者未来会議のときに、どの程度進捗しているのか、どうなったのかというところも議題に出していただけると大変ありがたいなと思います。本来であれば、もう少しご意見等があったかなと思うのですが、7月か8月に予定されている子ども・若者未来会議でも、引き続きこの議題については取上げていただければと思っております。

そうしましたら、本日はここで審議を終わらせていただきたいと思います。

最後に子ども委員は初めての参加ということで、簡単で構いませんので、何かご意見がありましたら一言いただきたいなと思います。

(委員)

今回が初めてこういった会議に参加させていただき、内容自体も正直難しく、自分の考えていることは浅はかなのかなと、周りの質問の質の高さを聞いて思いましたので、次の会議のときには改善できればと思っております。

(委員)

今日は聞いてついていくのにいっぱいいっぱいでしたが、いろいろな方が私たちにも分かるように用語の説明をしてくださったり、配慮していただいたりしているのは、ひしひしと感じました。せっかく配慮していただいているので、何か言えたほうがいいのかと思いつながら聞いてはいるのですが、皆さまが一生懸命に考えてくださってるというのがどんどん伝わってくるので、ありがたいなと思いつながら聴かせていただきました。

(委員)

こういった会議に参加させていただくのは初めてなので緊張しましたが、個人的に教育などに興味があり、とても楽しかったです。ありがとうございました。

(会長)

はい。それでは事務局へ進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

皆さま、様々なご意見等、誠にありがとうございました。次回の会議につきましては、7月または8月頃に開催の予定です。改めて日程調整等をさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは以上で、本日の川西市子ども・若者未来会議は終了させていただきます。

ありがとうございました。

